

国民年金への加入について

学生部厚生課

▽二〇歳になったら国民年金△

学生諸君も加入が義務付けられています。

国民年金は、原則として二〇歳以上六〇歳未満の国民が加入することとされていますが、平成三年三月三十一日以前は、学生については任意加入とされていました。

これが、国民年金法の改正により、平成三年四月一日から学生についても二〇歳以上の者は加入が義務付けられることとなりました。

▽加入した場合の利点△

障害基礎年金と満額の老齢基礎年金の給付。

加入していない場合には、在学中に事故や病気等により障害の状態になったとき、障害基礎年金を受けることができません。また、老齢基礎年金は二〇歳から六〇歳までの四〇

年間加入することにより満額を受けられるわけですから、卒業してから加入した場合には、満額の年金を受けることができます。加入することにより、これらの不利が解消されます。

▽保険料△

平成五年四月から平成六年三月までは月額一〇、五〇〇円です。

かなりの額です。このため、学生であることから保険料の納付が困難な者には、本人の申請により、一定の条件のもとに、保険料の納付免除の制度があります。

(免除される一例)

サラリーマン四人世帯で学生一人の場合

	国公立大学	私立大学
親と同居の場合	年収約 六一〇万円以下	年収約 六九五万円以下
親と別居の場合	年収約 六七〇万円以下	年収約 七五五万円以下

▽加入の手続△

住民票を登録している市町村の担当窓口で行うことになっています。

下宿生等で、住民票を現在の住居地に移していない者は、家族に連絡して加入の手続をしてもらうてください。

平成五年四月一日現在、二〇歳以上の者は平成五年四月一日から、平成五年四月二日以降に二〇歳に達する者は、二〇歳の誕生日の前日から一四日以内に加入手続を行うこととなっています。

これまで、国民年金に加入していなかったため、在学中に不幸にして事故や病気により、障害の状態になっても障害基礎年金が受けられなかったという事例もあります。

「二〇歳になったら国民年金」に漏れなく加入して下さい。